

岩手県立北桜高等学校いじめ防止基本方針

(令和7年6月10日改定版)

岩手県立北桜高等学校

1 はじめに

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されることではない。（いじめ防止対策推進法第2条）

本校は、安全で安心な学校であるとともに、生徒一人ひとりが明るく生き生きと主体的に学習に取り組み、将来の夢や希望を実現させることができる学校であるために、令和7年6月に「岩手県立北桜高等学校いじめ防止基本方針」を改定することとする。

2 本校のいじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、県教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」、「いじめに対する措置」を適切に行う。

(1) 学校としてなすべきこと

ア いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識する。
- ・教師一人ひとりがいじめ問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

イ 教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図ること

- ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対症療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通した積極的な指導を展開する。
- ・いじめの早期解消に向けて、校内いじめ対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

ウ 家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・いじめの未然防止や早期発見、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・3日以上欠席が続く場合は家庭訪問を行い、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

(2) 教師としてなすべきこと

ア いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、「いじめ問題を見過ごさないために」の中の「気付いていますか？チェック表」等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

イ 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

ウ 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること

生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。

エ 心の「居場所づくり」と「絆づくり」に努めること

生徒一人ひとりが自己存在感を感じられるように、教師と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。

オ 日常の会話や二者面談等を行い、一人ひとりの心の声に耳を傾け、生徒理解に努める。

カ いじめは許さないという学校、学年、学級風土をつくること。

HR活動や学年集会、全校集会の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない風土を醸成する。

キ 子どもの姿を見つめること

いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の生徒一人ひとりの様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

ク 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、生徒一人ひとりがそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

ケ いじめを受けた生徒を最後まで守ること

いじめを受けた生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

コ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたること

担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。

サ 生徒や保護者からの声に誠実に答えること

日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

3 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ・生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築く。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導する。
- ・未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に生徒の行動を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりし、改善点等について検討する。

(2) いじめ防止のための措置

ア いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導うへの留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。

イ いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・規律ある生活をする事、生命を尊重する心を育てること、義務を果たして責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のない態度を養うことなどに関する指導を、年間指導計画を作成し適切に行う。また、この学びを通して、日常生活の中でよりよい人間関係やいじめのない学校生活を実現するために、HR活動等で話し合う機会を設定し、自分たちにできることを相談したり、いじめに気づき友達と力を合わせて教員や家族に相談したりしながら正していこうとするなど、いじめ防止に生徒が主体的に関わる態度を養う。
- ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- ・社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

ウ いじめを生まないために指導上留意すること

- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを心がける。
- ・クラスや学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払って指導する。
- ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・発達障害等や特性について適切に理解したうえで、指導に当たる。

エ 自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・教育活動全体を通して、生徒一人ひとりが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
- ・校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
- ・困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるよ

うにする。

- ・小中との連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で生徒を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。

オ 生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。
(いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択等)
- ・生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

カ 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のために生徒が主体的に行う生徒会活動を支援する取組

- ・学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載する。
- ・生徒会による「いじめ防止宣言」等の取組を支援する。
- ・いじめ防止標語、ポスターを掲示する。
- ・人権啓発、いじめ撲滅等各種イベントへの参加を促進する。

キ インターネット上で発生するいじめを防止するため、関係機関に協力を求め、年2回「情報モラル研修会」等を開催するなど、啓発活動を行う。

ク 新入生ガイダンスや学年PTA時に、新入生及び保護者に対し、本校の「北桜高校いじめ防止基本方針」やスマートフォンの利用に関する注意事項を説明する。

ケ 全校集会や学年PTAの際に生徒や保護者に対し、いじめ防止の取組の説明をするなどし、校内いじめ対策委員会の存在及び活動が認識されるような取組を積極的に行う。

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、平日頃より生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

ア アンケート

- ・生徒への生活アンケート（6月、9月、11月、2月の年4回実施）に加え、長期休業明け（ゴールデンウィークを含む）、スポーツ大会、文化祭、修学旅行終了後にもFormsによる生活アンケートを実施し、生徒の小さな変化を見逃さない体制を強化する。
- ・アンケートの記載内容を「いじめの疑いがある事案」と判断した場合は、校内いじめ対策委員会に報告するとともに、早急に関係する生徒に事実確認の聴き取りを行う。関係生徒へ聴き取りを実施する際は、関係する生徒の保護者へ連絡をし、理解を得たうえで対応を進める。事後の報告も行い、丁寧な説明と対応に努め、保護者からの理解と協力を得るように努める。

イ 教育相談体制

- ・学期に1回以上の二者面談を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに

関して相談しやすい雰囲気をつくり、生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー（岩手県社会福祉会が窓口）や外部団体等と連携を図りながら、生徒の心情の把握やより良い指導につながるよう、努める。
- ・教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・3日以上欠席が続く場合は、積極的に家庭訪問を行い、いじめの実態がないか欠席の理由についての把握に努める。
- ・気になる生徒の情報を職員会議等で報告し、全教職員で共通認識しておく。

ウ その他

- ・心理検査（「Hyper-QU」等）の活用
- ・特別支援エリアコーディネーターの活用

エ いじめの相談窓口

- ・スクールカウンセラー

教育相談担当・養護教諭が窓口（カウンセラー来校日は「月間行事予定」等に掲載）

- ・「こころの相談室」（副校長）
- ・岩手県の窓口

（ア）ふれあい電話（総合教育センター） 0198-27-2331

（イ）岩手県教育委員会のいじめ相談電話 019-623-7830

（ウ）24時間子供SOSダイヤル 0120-0-73180（無料）

5 いじめに対する措置

（1）基本的な考え方

- ・発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、いじめ対策委員会において対応を決定し、組織として対応する。
- ・被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する
- ・いじめに関する対応は、いじめ対策委員会において協議・相談のうえ、組織として対応する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・全教職員は、いじめを絶対に許さないという姿勢の下、いじめを見たりその疑いがある行為を見た場合は、その場ですぐに止めさせるとともに速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、職員間で情報を共有しながら組織的に対応をする。
- ・生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・生徒保健厚生部・学年会は、いじめの被害生徒が安心して学習するために必要があると認められる場合は、保護者及び関係機関と連携を図りながら別室登校等の措置を講じる。
- ・教職員は生徒に対して、いじめの「傍観者」とならないよう、いじめを教員等に知らせる勇気を持つこと、併せて「はやしたて」・「同調」等はいじめの加担行為であることを理解するよう指導する。
- ・いじめ当事者間の二次的な争いが生じないよう、いじめ対策委員会が関係保護者と情報を共有して対応し指導する。
- ・校長は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、

適切に生徒に懲戒処分（退学・停学等）を加える。

- ・校長は、重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。犯罪行為として取り扱われる事案の場合は、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ・生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・生徒にとって信頼できる友人や教職員及び家族等と連携して支える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、３ヶ月は見守りを継続する。具体的には、担任や副担任、学年主任、部顧問、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による二者面談や関係生徒保護者への連絡を、週１回を目処に実施するなど継続して支援・援助に当たる

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

（６）ネット上のいじめへの対応について

ネット上のいじめとは、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等へ送信すること、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をすること、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載することなどであり、これらは犯罪行為である。

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

6 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条】

(2) 不登校重大事態について

不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応すること。

- ### (3) いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合又は高等学校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。この点、当該児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うこと。

(4) 重大事態の報告

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者(県教育委員会)に報告する。
- イ 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

(5) 重大事態の調査

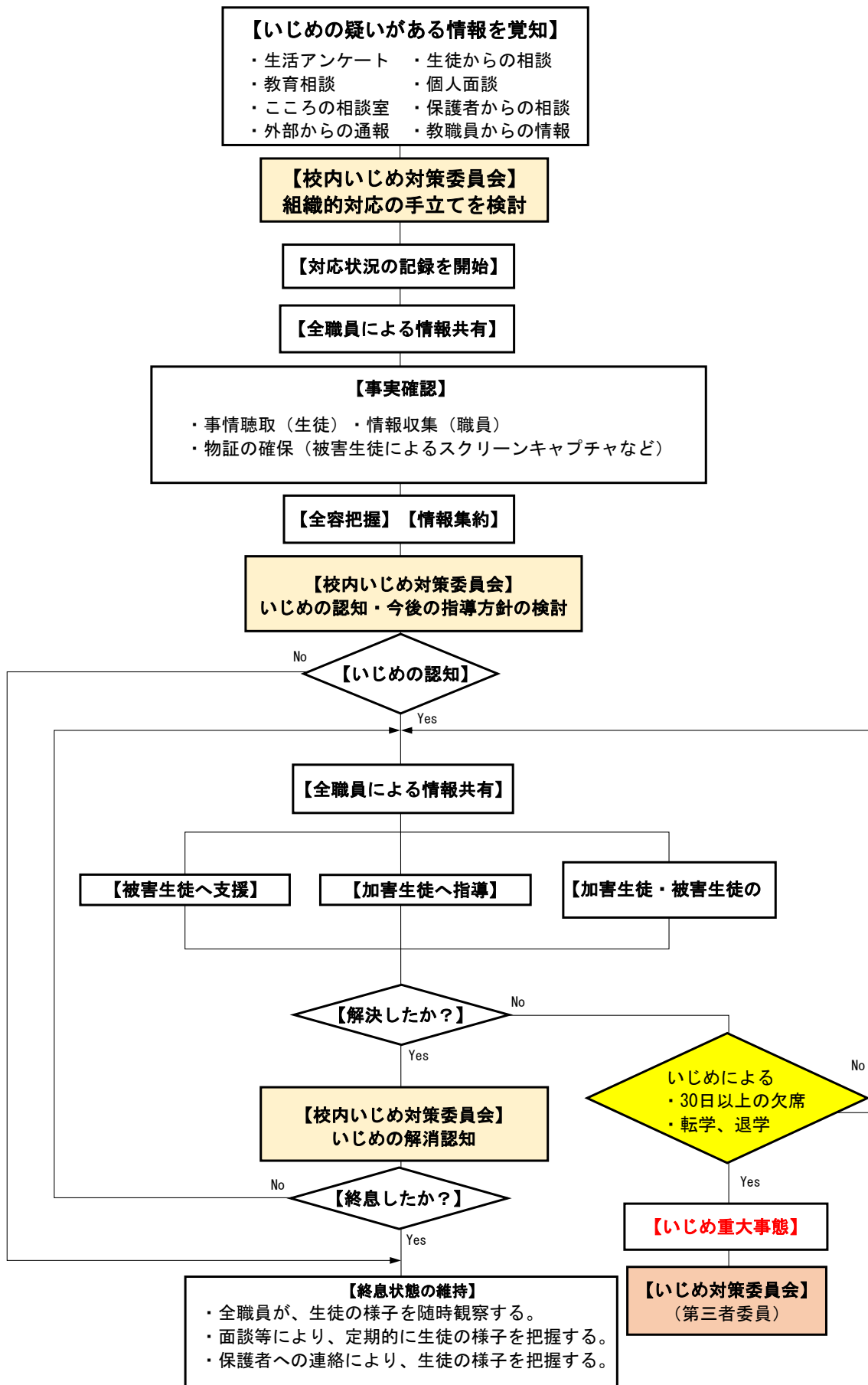
- ア 学校が調査の主体となる場合は、設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。
 - (ア) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員態勢で速やかに行う。
 - (イ) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - (ウ) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - (エ) 調査結果を学校の設置者に報告する。
 - (オ) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により個人情報に配慮し情報を提供する。
 - (カ) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向に配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - (キ) 「いじめ防止対策委員会」が主となって再発防止策をまとめ、学校が丸となって再発防止に取り組む。
- イ 学校の設置者(県教育委員会)が調査の主体となる場合
 - (ア) 設置者の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

(イ) 有識者等（第三者）の参加を図り、公平性と中立性を確保した調査機関（第三者委員会）を設置する。

7 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

月	いじめ未然防止に係る 学校行事や取組	いじめ未然防止の取組	教育相談・生活支援
4	○年度始め職員会議 ○部活動顧問会議 ○部集会・委員会集会 ○新入生オリエンテーション ○新入生学級づくり ○バッテリーM2+ ○情報モラル講話	○いじめ防止基本方針の周知 ○活動方針の周知 ○岩手モデル・いじめ防止等に関する校内研修 ○諸調査（状況把握・問題行動等）	○中学校訪問 ○学習、生活状況観察 ○クラスづくりにおける観察 ○生徒の考え方や行動の特徴を把握し、生徒理解に努める（バッテリーM2+） ○個々の規範意識の向上
5	○連休明けの生徒観察 ○QU①「楽しい学校生活を送るためのアンケート」	○連休中の生活指導	○QUによる生徒実態の把握
6	○前期生徒総会 ○QU分析研修会 ○北桜杯 ○薬物乱用防止講話	○いじめ防止基本方針の発表 ○学校生活等に関するアンケート①（生徒）・個別面談 ○北桜杯後アンケート ○いじめ防止等に関する校内研修	○QUによる生徒実態の把握 ○配慮が必要な生徒の個別指導計画、教育支援計画の作成 ○アンケート・個別面談による生徒実態の把握
7	○三者面談 ○保護者アンケート① ○終業式	○夏季休業中の生活指導	○三者面談を通し、家庭における生徒の生活状況を把握する。
8	○始業式・休み明けの生徒観察 ○こころのサポート研修会	○一戸まつり山車運行協力（総合校舎のみ） ○生活委員会（定期活動）	○長期休業明けの生徒の変化について注意深く観察
9	○心とからだの健康観察	○SCによる校内研修会 ○学校生活等に関するアンケート②（生徒）・個別面談 ○生活委員会（定期活動）	○SCからの学び及び心とからだの健康観察による生徒の実態把握と個別面談の実施
10	○あいさつ運動② ○北桜祭 ○薬物乱用防止講話 ○QU②「楽しい学校生活を送るためのアンケート」	○生活委員会（定期活動） ○北桜祭後アンケート	○QUによる生徒実態の把握
11	○後期中間考査 ○修学旅行	○学校生活等に関するアンケート③（生徒）・個別面談 ○修学旅行後アンケート	○アンケート・個別面談による生徒実態の把握
12	○後期生徒総会 ○三者面談 ○保護者アンケート②	○冬季休業中の生活指導 ○生活委員会（定期活動） ○休業中の生活指導	○三者面談を通し、家庭における生徒の生活状況を把握する。
1	○始業式・休み明けの生徒観察	○生活委員会（定期活動）	○長期休業明けの生徒の変化について注意深く観察
2	○1年間の振り返り（1・2年）	○学校生活等に関するアンケート④（生徒）・個別面談 ○生活委員会（定期活動）	○アンケート・個別面談による生徒実態の把握
3	○終業式	○春季休業中の生活指導 ○生活委員会（定期活動）	

8 いじめ及びいじめの疑い発生時の対応フローチャート



◎は主担当、△は状況による。

項目	業務内容	校長	副校長	生徒指導主事	関係学年・年次主任（ ）内は全学年・年次	関係学級担任	保健主事	養護教諭	教育相談担当	特別支援コーディネーター	生徒指導課	学年団年次団	部顧問
【いじめ対策委員会】		○	◎	○	○	○	○	○	○		○		
情報 覚 知	生活アンケート作成及びまとめ			◎							○		
	生徒からの情報のまとめ			◎							○		
	保護者アンケートのまとめ			◎							○		
	保護者・外部からの情報のまとめ		◎										
事 実 確 認 及 び い じ め 認 知 ま で	対応状況の記録				◎	○							
	関係生徒から聴き取り（事実確認）				◎	○					○	○	△
	情報集約、物証の管理、全容把握		○	◎	○								
	記録の整理		○	◎	○								
	関係生徒の保護者へ架電（説明）			○	◎								
	いじめ対策委員会実施計画	○	◎										
	いじめ防止対策委員会資料作成			◎									
	いじめの認知（いじめ対策委員）	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	指導及び支援原案作成			◎	○						○	○	
	教員へ情報共有			◎	○								
	関係生徒の保護者へ架電（認知の報告）			○	◎								
	関係生徒保護者への説明（対面）			◎	○	○							
【いじめ重大事態の対応】		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
調 査 報 告 書 作 成 に 関 わ る こ と	県との連絡		◎										
	県への提出書類作成		◎	○	○								
	調査報告書作成		◎	○	○								
	関係生徒への聴き取り			○	◎（○）	○					○	○	
	聴き取り情報集約の記録			○	◎	○							
	聴き取り全容把握、記録の整理		○	◎	○	○							
	聴き取り記録のまとめ		◎										
	関係生徒保護者への連絡（電話）		◎		○								
	関係生徒保護者への説明・対応（対面）		◎	○	○	△							
	被害生徒保護者へ経過報告（電話）		◎										
	被害生徒保護者へ経過報告（対面）		◎	○	○	○							
	加害生徒指導原案作成			◎							○		
	加害生徒指導・面談			◎	○	○	○				○		
	今後の指導方針の作成		◎	○									
支 援 ・ 指 導	被害生徒の支援・指導			◎	○	○		○	○	○		○	
	問題行動を起こした生徒への指導			◎	○	○					○	○	
	家庭訪問			◎	○	○					○		△
	指導・支援の記録		○	○	◎								
	謝罪の場を設定		◎	○	○								

10 いじめ防止等の対策のための組織

＜いじめ対策委員会＞

(1) いじめ対策委員会活動方針

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いがある事案や生徒の問題行動などに関する情報収集と記録、共有化を図る。
- ・いじめの情報があつた際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。
- ・いじめ認知の決定機関である。

(2) 校内いじめ問題対策委員会組織

＜教職員関係者＞ 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年・年次主任、
学科長（工業校舎のみ）、該当学級担任、教相談担当、養護教諭

＜外部関係者＞ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部の専門家

11 その他

(1) いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめに関する項目を学校評価の項に加え、適正に自校の取組を評価する。

「いじめの未然防止・早期発見にかかわる取組に関すること」

(2) 附則

ア この方針は、令和6年8月31日に改定し、令和6年9月1日から施行する。

イ この方針は、令和7年6月5日に改定し、令和7年6月6日から施行する。